



7 月号
Vol.1
JUL 1999
創刊号

山梨自治風の風

特集
地方自治が変わる、市町村が変わる。

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A



ま
ち
自
慢

南巨摩郡南部町

南部アルカディア温泉 なんぶの湯

大浴場を始め、寝湯、打たせ湯、気泡湯、ジャグジー、露天風呂、サウナがあり、女性にはミストサウナも備えています。また、館内には百四十四畳の大広間と四つの個室のほか、食堂もあり、地元のそば粉を使った手打ちそばやうどんなどが味わえます。泉質は、アルカリ性単純温泉で、神経痛や関節痛、五十肩のほか慢性消化器病などに効果があります。

◆所在地 南部町内船一〇六一

JR身延線内船駅前

(電話〇五五六・四二四三四)

◆営業時間

午前9時30分～午後8時30分(受付は午後7時30分まで)

(10月1日～3月末日の間は、午前9時30分～午後7時30分)

◆休日

毎週月曜日(祝日の場合は翌日)・
年末年始(12月31日・1月1日)



7 月号
Vol.1
JULY 1999
創刊号



「ひまわり畑」
明野村提供(撮影/大森 大一さん)

まち自慢 南部町「なんぶの湯」	表2
創刊に当たって	2
巻頭随想 「改革の時代」に思うこと 山梨県総務部長 平嶋 彰英	4
まちづくり 夢づくり「櫛形町」	8
特集 地方自治が変わる、市町村が変わる	
地方分権推進一括法案と地方自治法の改正	12
情報公開法の成立に対応した情報公開制度の整備について	17
第三セクターに関する指針について	20
がんばっていま～す!	22
苦言 提言	
市町村合併のすすめ NHK記者 山内 博幹	24
自治Q&A	25
珍・聞・感・分??	
外国人から見た山梨・日本	
語学指導助手 リンダ なおみ コックス	28
市町村イベントごよみ	30
市町村振興協会たより	32
はつらつ!! 市町村職員 中丸京子さん(若草町)・編集後記	表3

時の人

富士箱根伊豆国立公園の最北端にある三ツ峠は、美しい自然と景観に恵まれた高山植物の宝庫として、また、ロッククライミングの名所として人気を博しています。現在、西桂町では、町営三ツ峠グリーンセンター施設周辺を「見る・体験する(学ぶ)・遊ぶ(楽しむ)」を基調とした多目的なレクリエーションの場として、テニスコート・武道館・フットサル場・遊歩道などの施設を整備しています。今後は、観光と農業を一体化することで地域を活性化するため、宿泊施設(ログハウス)や農業体験加工施設などを整備していく計画ですが、中心となって活躍しているのが企画振興課長の奈良さんです。そのバイタリテイとアイディアマンぶりは、役場内屈指と定評。特に今年には、遊休農地を利用したそばづくり・ジャガイモなどの農業体験やそば打ち体験など各種イベントを企画し、魅力ある町づくりを進めていきたいと張り切っています。「そば栽培が定着し、三ツ峠とそばが並んで町の代名詞となるよう、頑張りたい」と抱負を語っています。



奈良 謙さん
(西桂町企画振興課長)



山梨県知事
天野 建

ここに「山梨・自治の風」創刊号をお届けいたします。

本誌は、地方自治の新しい風をいち早く、市町村職員の皆さんに御紹介するとともに、市町村のまちづくりへの取り組みや職員の皆さんの活躍ぶりを広く取り上げるものがあります。これまで、市町村職員の皆さんを対象とした地方自治に関する情報誌は、残念ながら、本県にはありませんでした。しかし、地方分権時代を迎え、地方自治体、とりわけ市町村の受け皿としての能力のより一層の充実・強化が強く求められるなか、市町村職員向けの自治情報誌の発刊が期待されていたところであります。

地方分権の改革の本旨は、申すまでもなく、自己決定、自己責任の確立にあります。なかでも市町村は、従来にも増して、地域の総合的な行政主体として、積極的な役割を果たしていかなければなりません。また、職員の皆さんにとっては、仕事は困難さを増しますが、さらにやりがいのあるものへと変わっていくはずであります。市町村の取り組み、その担い手である職員の皆さんの、自治の新しい流れを我がものにし、実践していく努力が、そのまま豊かな地域社会の創造へとつながって参ります。

本誌は、こうした時代の流れを踏まえ、市町村職員の皆さんの意識・実践の両面でいささかなりとも役立てばと創刊したものであります。今年度は三回の発刊を予定していますが、皆様の御協力を得ながら、号を重ねるごとにより良いものして参りたいと考えております。忌憚のない御意見、御提言をお寄せ頂ければ幸いです。

終わりに、本誌の発刊に当たりましては、山梨県市町村振興協会の多大な御協力を頂いております。この場をお借りして謝意を表する次第であります。

財団法人山梨県市町村振興協会 理事長
大月市長

西室 覚



財団法人山梨県市町村振興協会は、本年4月で設立20周年の大きな節目を迎えたところでもあります。

本協会は、昭和54年4月に、市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ宝くじ）の取益金を基金として、市町村振興を図ることを目的に設立されて以来、各種事業に積極的に取り組んで参りました。

御案内のとおり本協会の基金から約22億円を助成して建設した山梨県自治会館につきましては、市町村における人材育成の大きな一翼を担うとともに、県内64市町村の連絡調整の拠点として、大きく貢献いたしているところでもあります。

また、市町村の個性豊かで魅力ある地域づくりや防災機能強化のための基盤整備などへの低利な貸付事業をはじめ市町村職員の効果的な人材育成への支援など、市町村ニーズに対応した各種事業を実施し、年々着実にその成果を取ってきているところでもあります。これも一重に県並びに市町村関係各位の皆様の御理解、御支援のたまものと厚くお礼申し上げます。

さて、分権社会の進展に相まって、住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任がますます重要となってきました。こうした中で、本情報誌は、県と市町村との緊密なコミュニケーションや県内市町村職員の情報発信の場として、また、国、県の動向等や市町村職員の資質向上に役立つ情報提供を目的として発刊することといたしました。

この「山梨・自治の風」が市町村の皆さんに広く愛読され、地方行政に携わるもの相互の交流の場となれば幸いです。

最後に、本誌の発刊に当たり、進んで編集の労をお取り頂いた県総務部市町村課及び御寄稿頂いた関係者各位に対し心からお礼申し上げます。

巻頭 随想

山梨県総務部長

平嶋 彰英



PROFEEL

山梨県総務部長
平嶋 彰英
(ひらしまあきひで)

福岡県生まれ。昭和56年に東京大学法学部を卒業し、自治省に入省。昭和61年から5年間、山梨県で企画課長、財政課長等を務めた後、国際観光振興会サンフランシスコ観光宣伝事務所次長、自治省財政課課長補佐、同財政課財政企画官などを歴任し、平成10年4月から現職。

「改革の時代」に思うこと

はじめに

山梨県で、市町村振興協会の支援を受けて県と市町村行政を結ぶ情報誌「山梨・自治の風」が創刊されることとなった。我が国は新たな千年紀（ミレニアム）、二十一世紀を前に「第三の改革」の中にあるといわれている。その中で、市町村行政も大きな変革の波に洗われている。そうした荒波を乗り越えていかなければならない山梨県の市町村行政にとって、「山梨・自治の風」が未知の航海での海図のような役割を担ってもらえることを期待したい。また、その栄えある創刊号に寄稿させて頂くことを名譽に感じつつ、その期待に応えたような内容となっているか、文中未熟な私見が多すぎるのではないかとといった不安もある。この点について、あらかじめ読者の皆さんのお許しをお願いしておきたい。

一 第三の改革

さて、拙稿のテーマは、今、「第三の改革」の時期といわれていることについてである。

この「第三の改革」という言葉、小淵総理大臣はこの一月の施政方針演説で、「私は、現在を明治維新、第二次世界大戦後に続く「第三の改革」の時期と位置づけしております。」と述べた。また、天野知事も、平成十一年二月定例県議会の所信で、「新しい世紀を前に、我が国は、明治維新、第二次世界大戦後に続く第三の改革の時期にあつて、…本県もまた、そうした流れに対応し、県民の皆様の県政に対する信頼を確立し、また同時に、次の世代が新しい世紀を舞台に、生き生きと伸び伸びと活躍出来るよう、確固たる基盤を築き上げて参らなければなりません。」と述べている。

この二十世紀から二十一世紀へと進む時期にあつて、バブル経済がはじけた影響から経済の低迷がかつてないほど続いている今、小淵総理や天野知事が認識されているように、日本が大きな改革を必要としていることに異論を唱える向きは少ないだろう。誰であれ、多かれ少なかれ、いろいろな意味で時代が大きく変わってきている、今までのおりにはいかならないのではないかと、ということを感じている。この「第三の改革」において、地方分権、地方行政の改革は中心課題の一つである。事実、平成八年三月の地方分権推進委員会中間報告では、地方分権を指して「この変革は、…明治維新・戦後改革に次ぐ『第三の改革』というべきものの一環であつて、数多くの関係法令の改正を要する世紀転換期の大事業である。」としているのである。

大きな変革の時代にあつて、市町村行政、地方行政が、このままではいかない、そう思ったことは、市町村行政に関係する多くの人が感じていることであろう。それは、どこの市町村の挨拶でも枕詞のように「二十一世紀を前に、我が国は、国際化、高齢化、情報

化など大きな変化の時代にあつて、バブル経済がはじけて景気の低迷が続く厳しい状態が続いておりますが、うまいと活力に満ちた〇〇町を築き上げていくため」というような言葉でスタートすることにも伺える。

しかし、余りにもステレオタイプ、余りにも決まり文句になってしまつてはいないか、もう少しその本当の意味を落ち着いて考えてみる必要はないだろうか、ということが本稿のテーマである。

今、なぜ、改めて、「第三の改革」ということになるのか、地方分権ということになるのか、市町村合併を検討しなければならぬのか。

そこで、「第三の改革」と比較されている第一と第二、すなわち明治維新や戦後改革の時に、我が国の人々は、どのような問題意識でことに臨んだかを考えてみてはどうだろうか。当時、間違いなく日本は危機にあつた。その中で、改革は、当然、日々の生活を何とかしようという視点も強いが、一方で、十年後、二十年後、三十年後には、何とか、道を切り開こう、という考えが強かったように思う。その証拠にそ

の苦しいさ中に、欧米に数多くの留学生を出し、勉強させている。

そう考えてみると、我々が「第三の改革」という時に必要なのは、その背景となっている「高齢化、国際化、情報化、価値観の多様化」といったことを、二十年後、三十年後という視点で考えてみるのではないだろうか、と思えてくるのである。

二 高齢化

そのことを私自身が最初に感じたのは、介護保険に関する勉強会の席で、次のような問いかけを受けた時からだった。

「二十一世紀の高齢者はどういう人だと思っていますか。ひょっとして、高齢者のイメージを、地味な服を着て、我慢強く、食事も質素、そんなイメージをもっていますか。でも、二十一世紀の高齢者は我慢強くないし、食事だって、煮物よりもマクドナルドを食べるようになるといわれているんですよ。それは、皆さんの世代が二十一世紀の高齢者だからですよ。」とのことだった。

確かに、数えてみれば分かることだが、西暦二〇二五年の六十五歳は今の三十八歳（昭和三十五年生まれ）、七十五歳は今の四十八歳（昭和二十五年生まれ）、二十一世紀の高齢社会の高齢者は戦後生まれで、戦後教育を受け、核家族で育ってきた世代である。その世代が介護を必要とする年齢となり、その子供たち、つまり大半が、東

京オリンピックはおろか、大阪万博の後に生まれた世代がその介護をする時代となる。確かに今はまだ地方では家族介護が多く、介護保険制度への疑問の声もある。しかし、本格的な高齢社会の到来で介護を必要とする人は急速に増加し、その程度も重度化・長期化するが見込まれる。その上、二十三年後、三十年後を考えれば、核家族で育ってきた子の世話を受けたくない、とすらいふ世代が、介護を受ける高齢者となるのである。こうした点を視野に入れると、二十一世紀前半には、制度的に介護を支える仕組みが軌道に乗っている必要があるし、そのためには今から始めなければならぬことが理解できる。制度創設から施行までが短いことなどから不安の声もあるし、準備も十分ではないが、いずれ必要な制度であることは間違いない。

その後、こうした視点で、議論をしていくと様々なことが、新しい目で見えてくる。例えば、食事。確かに、加齢とともに食事は質素となり和食回帰も起きるだろう。しかし、小さい頃から親しんだ洋食、更にはファーストフードの影響は確実に出てくるだろう。そうすると高齢者向けのしゃれたレストランなどが繁盛するかもしれない。マクドナルドには高齢者向けのカロリー控えめ「シルバーセット」なんてのが誕生するかもしれない。

また、趣味という点では、グループサウンズに親しんだ世代の人が、グループを再結成したり、小さい頃にピアノを習った人がまた練習のためにスクールに通ったりする例が増えている。

音楽が身近な世代が増えてくれば、今は空きが多く無駄だなんていわれている公立文化ホールが足りないくらいかもしれない。また、高齢者向けのゲームセンター、高齢者向けのテレビゲームというものも、十分可能性がある。スポーツも、実は高齢者向けのスポーツの代表といわれたゲートボールが伸び悩んでいるらしい。ゴルフを実際にやっていた人が今更ゲートボールは……ということらしい。また、サッカーなどは、逆に、四十雀、五十雀などといわれる四十代、五十代のチームが激増中らしい。日本で本格的にサッカーが注目を集めたのは一九六八年のメキシコオリンピックからだから、そのころからの人がいまだにプレーをしつづけているということだ。

これらが、広い意味での、今後の生涯学習社会への対応ということではないか。

「これまでは情報メディアをはじめ、商品開発でも店舗設計でも若者をターゲットにしてきた。これからは、少数の若者だけを追求だけではなく、多数の高齢者に市場を求め方が有利になるだろう。」（堺屋太一著「一次」はこうなる）ということなのである。これからは人口の多い高齢者が、流行を生み出す、そのことを視野に入れ、行政も対応していかなければならない。しかも、その高齢者層とは、今の高齢者とは異なる将来の高齢者のことでなければならぬ。

また、世代交代がもたらす様々な社会意識の変化が生じていくし、これに、対応していくことが求められる。

それは、介護保険をはじめとする福祉保健行政はもちろんであるが、そればかりではなく市町村行政全体に及ぶ。例えば、男女共同参画社会の実現である。二十一世紀の高齢社会は、高齢者も含め、全ての人が戦後教育、男女平等教育を受けてきた世代になる。男女共同参画は、論ずるまでもない当たり前のこととなる時代が遠くないに違いない。

また、情報公開、行政の透明性、説明責任という点も、これからの行政にとって欠かせない。後に述べる情報化の影響もあって、住民の期待にに応えるには、結果の良さだけでなく、プロセスの信頼性が問われるようになる。一方で、考慮しておかなければならないことは、高齢者を支える世代との関係である。

いずれにせよ、自分の世代が高齢者となったときに、今の十代、二十代の世代に支えてもらう仕組みを作っておかなくては安心できない。そういった意味で、早も、市町村も人材養成、人材育成ということをもっと考えなくてはならないのではないか。

そして、深刻なのが、高齢化、過疎化が進む小規模町村の在り方である。日本全体で高齢者が三〇%になろうとするときに、それよりも高齢化、過疎化が進んだ小規模町村の高齢化率はどのようになるか、多くの市町村で高齢化率が五〇%を超えるに違いない。人口が数千人で、その半分が六十五歳以上という市町村が、またその多くが要介護出現率の高い七十五歳以上の後期高齢者という市町村が、果たしてコミュニテ

ることは出来ない。

経済が低成長であれば、税収も同様、財政も同様である。度重なる景気対策のために増発された公債の償還圧力に今後しばらく、苦しめられるだろう。市町村では、地方債の償還年限が比較的短いので、財政状況が好転すれば、その後、十年後くらいには、体質転換されるケースが多いが、国債の償還年限は六十年であり、我が国財政そのものが、そう簡単に好転することは考えられない。

そうした将来展望の中で、今後を考えていく必要がある。

六 地方分権と行政改革

更に、大きな流れの一つが地方分権である。

市町村の中には、「財源も人材もない市町村へ権限だけを委譲されても困る。」という率直な声がある。もともと意見でもあるが、一方で、なぜ、地方へ、市町村への権限委譲なのか。

地方分権推進委員会の中間報告では、「中央集権型行政システムの制度疲労」、「変動する国際社会への対応」、「東京一極集中の是正」、「個性豊かな地域社会の形成」、「高齢社会・少子社会への対応」などが理由としてあげられている。

全てを取り上げることはいないが、例えば「高齢社会・少子社会への対応」という項が分かりやすい。地方分権推進委員会の報告では、「高齢者に向けては保健・医療・福祉及び生涯学習関連のサービス相互の緊密なる連携が、

幼児児童に向けては保育・教育関連のサービスの再編成が要請されている。

この種の仕組みづくりは地方公共団体の中でも、住民に身近な基礎的的地方公共団体である市町村の創意工夫に待つほかはない。」と述べている。

地方行政の大きな役割に、①治安の維持、②教育、③社会資本の整備、④社会保障（福祉や保健）、⑤地域産業の振興などがある。その中で、社会保障が占めるウェイトが高まっており、今後も、ますます大きな仕事となるであろうことは誰もが認めるところである。

その流れの中で、社会保障そのものの権限が、地方へ、市町村へとシフトしている。それは、福祉行政が、社会の変化とともに、現金給付（生活保護等）から現物給付（介護）へとシフトしていることの裏返しでもある。例えば、現金給付であれば所得の基準さえ把握できれば、国や県でも可能である。しかし、介護であれば、その地域の事情、給付を受ける人の事情を細かに把握していなければ対応できない。それが可能なのは住民に身近な行政主体である市町村である。

地方分権推進委員会の中間報告は、地方分権推進の目的・理念を、全国画一の統一性と公平性を過度に重視してきた旧来の「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」を、地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に変革することであるとしている。そして、機関連任事務制度の廃止、国の関与の縮小などにより、国と地方公共団体の関

係を新しい対等・協力の関係へと改め、新たな地方分権型行政システムを構築することとしている。

その結果は、例えば、地方公共団体の自治責任は強化される。そして、首長、議員、職員、職員の責任は重くなる。報告にいうとおり、「地域住民の代表機関として地方公共団体の最終意志の決定に与かる地位にある地方議会と首長の責任は現在に比べ格段に重くなる。そしてまた地方公共団体の職員も、その日々の事務の管理執行において国の各庁による指示を口実にして主体的な判断を回避することも、困難な事態に直面して安易に国の各庁の指示を仰ぐことも、もはや許されない。」のである。

七 市町村行政に求められるもの

そうした中で、今後市町村行政に求められるものは何であろうか。行政改革、市町村合併、広域行政、情報公開等々、数多くの課題が並ぶ。そうした中で、まず考えていたべきなのは、経済界や学界、中央政界の有識者など

の間で、「二十一世紀の地方分権型社会を担うのは市町村であるのに、今の市町村の体制は十分ではない、市町村の行政体制を整備・確立しなければならぬ。」という考え方が、極めて強い、ということである。

平成九年七月の地方分権推進委員会の第二次報告では、「地方分権の推進に応じた地方公共団体の整備・確立及び行政運営の改善・充実を強く求める

このような国民世論にかんがみれば、地方公共団体の長、議員及び地域住民は、地方分権の推進が地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴うものであることを自覚しつつ、地方公共団体の行政体制の整備・確立に積極的に取り組む責務を有するといふべきである。」と述べている。

そして、特に市町村に対し、「特に、地方分権の主たる受け手であるべき市町村にあつては、このような行政改革への取り組みと併せ、自主的合併や広域行政を強力に推進し、その行政能力の充実強化を図るべきである。」としているのである。

また、地方公共団体は、「行政への住民参加・男女共同参画の促進及び議会の活性化を図ることにより、住民自治の充実に努めるとともに、行政の公正の確保と透明性の向上のための施策を講じ、クリーンな地方自治の実現、住民の信頼確保に努めるべきである。」とも述べている。

財政構造改革、地方分権等が審議される場に臨んだ一人として、その場での地方行政に対する厳しい意見の数々を思い出さざるを得ない。

天野知事が、行政改革に関して述べられる言葉の中に「今までどおりやっつけていけばいい、という時代は過ぎ去った。そういう感覚は、是非払拭してほしい。」というものがある。そうした認識の下に、行政改革や市町村合併など、今後の市町村行政の根本に関わるような問題も正面から検討していかなければならないのではないだろうか。

ままちづくり
ままちづくり

櫛形町

わがまちづくり二本の美
美しい自然・美しい街並み・美しい心

「町制施行45周年キャッチフレーズ

「ままちづくり町づくり翔たけ櫛形45」

わがまち櫛形町は、甲府盆地の西部に位置し、南に霊峰富士、北に八ヶ岳、西には、南アルプスが眺望でき、アルプスの前衛山として、アヤマの大群落や高山植物の宝庫として名高い櫛形山山麓の自然環境に恵まれた田園都市です。

人口は一万八千九百人余、世帯数五千七百世帯で年々増加傾向に

あります。面積は四十二・五七平方キロメートルで、このうち約六割を山林で占められ、櫛形山を背にして東方に向かって拓(ひら)け平たん地が広がっています。

産業面では、農業・商業・工業ともバランスがとれて、均衡ある発展を成しています。

本町は、歴史的にも古く、縄文

時代から人が住みつき、先般遺跡から発掘された土偶や土器などは、国の重要文化財に指定され、特に土偶は全国的にも希少価値の高い文化財として、文化庁が主催するイタリアでの展覧会にも出展されました。

また、県西部地域の産業・教育・文化・交通の要所で、中核都市としての歴史と伝統を有しています。近年は、本町にインターチェンジが設置される中部横断自動車道(甲西バイパス)の工事も着工され、これが、供用開始になれば新しい表玄関として町の発展に大きく貢献するものと期待されています。

このような環境の下で、昭和六十年代に環境庁の指定を受け快適な環境づくりを目指して、「美しい自然・美しい街並み・美しい心」を基調とした、アメニティタウン計画を策定し、魅力ある都市、うるおいある町づくりの推進を図るとともに二十一世紀の町づくりを目指し、区画整理、総合公園、都市街路、下水道などの大型基盤整備事業を進めているところです。

美しい自然

町の西方にそびえる本町の母なる山、櫛形山の山頂付近十一・五ヘクタールには東洋一の三千万本のアヤマの大群落や数々の高山植物もあって大自然の植物園です。年間を通して訪れる人々の目を楽

しませ、潤いを与えてくれています。

このアヤマは本町の財産であり、シンボルとなっています。アヤマをふるさとづくりの核として取り上げて昭和五十七年にアヤマの里づくり基本計画を策定しました。昭和六十一年には町内のアヤマの愛好者、ボランティアグループが中心となって「アヤマを育てる会」が発足。育苗圃場(ほじょう)の管理、河川公園への植栽、盆栽アヤマ展示会、シンボルマークの制定などの事業を実施しています。五月から七月にかけてアヤマの観賞ができ、サクラランボ祭りや春仙美術館をセットにした観光客が県内外から訪れる自然と文化がしっかりと調和する観光地として、「アヤマの里くしがた」も定着しました。また、現在新しい観光スポットのひとつとして、中山間地総合整備事業の中で農産物加工場を整備し、町の特産物を県内外にアピールしていく計画でもあります。

櫛形山の中腹には南・北伊奈ヶ湖、菖蒲池があり、周辺一体は県民の森に指定され、観光地としての整備を積極的に推進し、グリーンロτζ、レストハウス、森林科学館が完成、平成七年には勤労青少年研修センター「ウツドリレツジ伊奈ヶ湖」をオープンしました。家族向けの五棟のコテージもあり、通年型の観光地、憩いの場、青少年の健全育成の場として大いに期待されています。特に春から秋に



滝沢川河川公園のアヤマフェア

かけてはレストハウスでフランス料理を食べ、恵まれた自然の中で、周辺の散策を楽しむことができます。さらに周囲の自然環境を守りながら、環境に沿った整備を今後とも進めていく予定であります。

美しい街並み

本町では、住みよいまちづくりのため、自然環境を生かした町づくりを進めています。町の中心を流れる滝沢川は、砂防環境整備事業を取り入れ、滝沢川河川公園として生まれかわり、町民の憩いの場、散策の場として親しまれています。公園内に四十万本のアヤマ花壇を整備、紫紺の花ビラは人々の目を楽しませています。昭和六十三年に建設省から手づくり郷土賞「ふるさとに恵みを与える川」に選定され、平成九年には、「あやめの里の町づくりが認められ自治大臣から表彰を受けました。毎年五月中旬、櫛形町三大イベントのひとつとしてこの河川公園でアヤマフェアを開催し、県内外から多くの人が訪れます。

河川公園の隣では、総面積十一・五ヘクタールの総合公園の建設を五十八年来より進めてきました。野球場、コミュニティホール（屋内）、総合体育館、健康センター、十面のゲートボール場、芝生公園、親水公園、遊戯広場、防災備蓄倉庫等が完成しており、今年度この

公園最後の施設として陸連三種公認の四百メートルトラックを配する陸上競技場が完成します。この公園全体が供用になると峡西地方の中心的な大規模公園として町内はもとより、近隣町村、県内外の人々が活用でき、緑に囲まれた中で、くつろぎ、安らぎの場として親しまれることと思われれます。

道路網については、中部横断自動車道の開通にむけて、将来的、広域的視野にたち、生活基盤に密着した数多く的大型幹線道路の建設を進めています。路線に植樹帯を設け、それぞれの路線に地域、季節などを考慮して街路樹を植栽し、景観の保全に努めています。

今後もアメニティタウンの町づくりの精神に基づき緑化、建築形態の設定や櫛形山・富士山の遠景を活かした快適な居住環境をつくりながら、美しい街並みの都市基盤整備を進めていく予定です。

美しい心

美しく住み良い町づくりの中でも、心のゆとりと安らぎをもった生活を送ることが出来る文化的なふるさとづくりも重要な施策です。

町では、平成三年本町出身の画家名取春仙にちなんだ春仙美術館を建設しました。日本の伝統を持つ木版画のすばらしさを紹介し、常設展は春仙の版画や肉筆の絵の展示、春と秋の企画展には、浮世絵

や木版画に関する数々の世界的名作を公開し、多くの人々が鑑賞し大変好評を頂いています。

また、人創（つく）りには国際交流、地域交流も欠かせません。現在本町では、南に東京都小笠原村、東にマーシャルタウン市、西に中国都江堰市、北の北海道津別町の四つのまちと友好関係を結び交流を推進しています。風土や習慣が違う地域と教育・文化・産業・スポーツを通じ、交流を深め町づ

くり役に役立てています。人と人との友好、言葉は通じなくとも心と心のふれあいをもたれた友好が深まっています。

さらに、高齢化社会を迎えている現在、町民一人ひとりが健康で安心して、楽しく生きがいのある生活が求められています。このため、町では健康、医療、福祉にも力を注ぎ、潤いのある地域づくりを積極的に進め、明るい活力のある福祉社会の構築に向けて、健康で心

ふれあう施策の充実を図っています。

こうした高齢化社会の到来、国際化や情報化の進展など、さまざまな問題を抱える中で、町民の生涯にわたる、学習意欲、学習活動に十分に対応するため、現在生涯学習センターを整備し、町民の生涯学習の拠点として、生涯にわたる、いきいきライフ・感動のライフステージの創造の場としていきたいと考えています。

最後に今年度は、町制施行四十五周年を向かえる年で表題のキャッチフレーズにもあるように二十一世紀に向けて、新たな町づくりを進める上には、常に新しい発想と、推進する体制づくりが不可欠な要件であり、本町では、新住民共々、愛町精神に燃え、生活環境の浄化、厚生・福祉の充実、教育・文化の振興など、ボランティア活動に積極的な参画を得

て、また、これからの町づくりの原動力となる子供たちに対する思いを醸成する教育環境を整備し、世界に翔（はば）たく町づくりを今後進めていく予定です。



くつろぎ、安らぎの場としての総合公園



地域を考慮した街路樹（小笠原中央通り）

山梨の風の特集

地方自治が変わる、市町村が変わる。

地方分権が、いよいよ現実のものとなってきました。平成五年六月に「地方分権の推進に関する決議」が衆参両院で決議されて以来、地方分権推進委員会の五次にわたる勧告、さらに勧告を受けての政府による「地方分権推進計画」の策定などの地方分権への取り組みが、今、地方分権推進一括法の成立により実を結ぼうとしています。

器はできました。活かすのは、地方公共団体が働く私たちです。そこで、今回は、地方自治の憲法ともいべき地方自治法が、どのように改正されるのかを特集1で取り上げました。また、特集2では、先般の情報公開法の成立を受けて、地方分権時代の標準装備といわれています「情報公開条例」の整備についてまとめてみました。さらに、特集3では、財政危機がいわれる中、第三セクターのあり方が住民から厳しく問われていますが、このほど自治省から出された「第三セクターに関する指針」について解説します。

特集1 ● 地方分権推進一括法案と地方自治法の改正

市町村課行政担当 主査 望月洋一

特集2 ● 情報公開法の成立に対応した情報公開制度の整備について

市町村課行政担当 副主幹 小沼省二

特集3 ● 第三セクターに関する指針について

市町村課財政担当 主事 若月 衛

地方分権推進一括法案と地方自治法の改正

市町村課行政担当 主査 望月 洋一

1 はじめに

四百七十五本の関連する法律を同時に改正することを内容とした地方分権推進一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が、第百四十五国会で成立する見込みであり、一部事項を除いて平成十二年四月一日からの施行となります。（※）

法（以下「自治法」といいます。）

の改正です。今回の改正は、昭和二十二年に同法が制定されて以来の大改正であり、地方自治の仕組みを再構築するものであります。

そこで、私たちの日常業務に最も関係の深い自治法の今回の改正について、その要点を解説したいと思います。

※本稿は六月十八日に執筆されています。

2 機関委任事務制度の廃止

自治法においては、都道府県、市町村ともに同じ普通地方公共団体の間には「上下」や「主従」の関係はありません。相違は、その処理する事務であり、市町村は基礎的な地方公共団体として、住民に身近な事務を処理し、都道府県は広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの等を処理するものとされています。このことは、従前も、また、今回の改正後も基本的には変わりません。

しかし、従来、国・都道府県・市町村の順番に、すべての事務において「上下」「主従」の関係があるように錯覚されていた面がありました。この錯覚の原因となつたのが「機関委任事務制度」であります。

機関委任事務制度とは、本来国が処理すべき事務について、知事や市町村長を国の（出先）機関とみなして、事務の処理を委任するものであります。機関委任事務としては、例えば、戸籍の事務や予防接種の業務などがあり、市町村の仕事の四割を占めるともいわれています。

この制度は「委任」という言葉を使っていますが、委任した事務の処理について市町村長の自由な裁量に任せただけではありません。

機関委任事務の管理執行については、主務大臣又は都道府県知事の包括的な指揮監督を受けるものと規定され、国や都道府県は、委任した事務の執行方法等について、事細かく通達で定めたり、口頭で指示をしてきました。この制度が地方公共団体の全般にわたり「上下・主従」関係があるように思わせる原因の一端となりました。国としては、一つの事務を行うのに、四十七の出先機関（都道府県）と、その下に三千三百もの支所（市町村）があり、指揮監督の下に統一的な事務処理をしてくれるものから、非常に便利な制度でした。我が国のナショナル・ミニマムを達成するという面では大いに貢献してきたところです。

しかしながら、この中央集権的な制度は地方が自主的、自立的に独自の地域づくりを行うおとする

3 自治事務と法定受託事務

機関委任事務を廃止するとともに、改正後の自治法は地方公共団体のすべての事務を「自治事務」と「法定受託事務」の二つに区分しました。法定受託事務は、「法律これに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものである、国（又は都道府県）におい

ときの障害になったり、地方公共団体が思考停止に陥るといったような弊害をもたらすなど、自治法が制定され五十年が経過し、制度疲労が顕在化してきました。

そこで、今回、地方分権推進一括法における自治法改正で、この機関委任事務制度が廃止されることになりました。これにより、国と地方公共団体、都道府県と市町村の間に上下・主従ではなく、対等・協力の関係を構築することとされています。

具体的には、機関委任事務の根拠、機関委任事務に関する主務大臣、都道府県知事の指揮監督権、市町村長が処理する国又は都道府県の実務に係る都道府県知事の取消権・停止権等の規定と機関委任事務を掲げた別表三、別表四を削除しました。

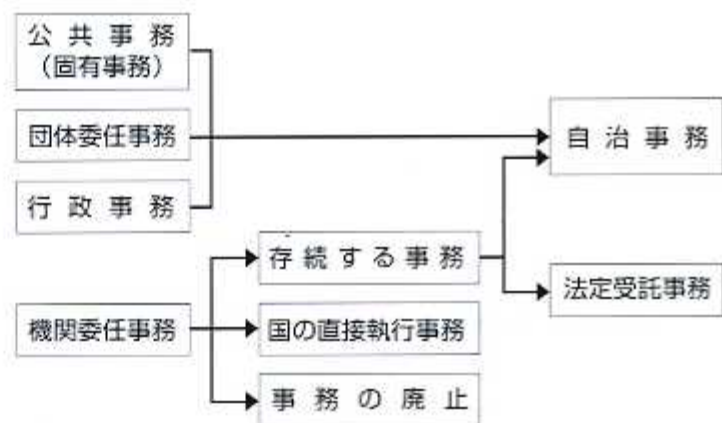
てその適正な処理を特に確保する必要のあるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と定義されています。自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの」とされています。

従来の機関委任事務は、新たに自治事務又は法定受託事務に区分されるもの、国の直接執行事務にな

るもの、事務自体が廃止されるもののいずれかになります。

この結果、従来、市町村長は、地方公共団体が処理すべき事務である公共事務（地方公共団体の存立の目的そのものであると考えられるような種類の事務…固有事務）、団体委任事務（地方公共団体の事務として委任された事務）及び行政事務（住民の権利を制限し、その自由を規制することを内容とする事務）と国の機関として処理する機関委任事務を執行してきましたが、改正後は地方公共団体として処理すべき事務である自治事務、法定受託事務を執行することになりました。

これを図示すると次のようになります。



4 機関委任事務廃止に伴う相違点

機関委任事務が廃止され、自治事務、法定受託事務に組み替えられたことで、市町村の業務がどう変わるかという点、まず、機関委任事務には条例制定権が及ばなかったものが、自治事務、法定受託事務ともに、法令に反しない限り条例制定が可能となります。改正後の自治法では、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」としており、

住民の安全確保等のために様々な基準を設け、基準に違反した者に罰則を課す場合がこれに該当します。法定受託事務についても、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができます。なお、機関委任事務で自治事務に区分されたものについて、従来、規則で義務を課し権利を制限することを定めていたものは、必ず条例化しなければなりませんので今後の作業として注意する必要があります。また、条例で義務を課し、権利を

制限する範囲が拡大することもあり、その条例中に、条例違反に対して、行政上の秩序罰としての過料を科すことが新たに認められました。

次に、従前、機関委任事務の手数料については、法律又はこれに基づく政令に定めるものを除いて規則で定めることとされていましたが、自治事務、法定受託事務ともに条例で定めることが必要となります。この手数料に関する規則の条例化についても、今後、各市町村で必ず行わなければなりません。また、議会の権限について、機関委任事務については、いわゆる

百条委員会の調査対象外であったものが、国の安全を害するおそれがあるなどの一定の事由があるものを除いて調査の対象になりました。

なお、行政不服審査法では、処分庁に上級行政庁があるときは、審査請求をすることができるとなっています。機関委任事務が廃止されると、法定受託事務については主務大臣や都道府県知事が上級行政庁になるわけではないのですが、従来と同様に、国や都道府県知事、都道府県教育委員会等に対して、審査請求ができるものとされています。

5 国又は都道府県の関与

国と地方公共団体の対等・協力の関係を確立するために、機関委任事務の廃止とともに、設けられたのが、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の規定です。まず、自治法では国又は都道府県の関与の類型を明らかにしており、類型として掲げられたものは次の行為です。

- ① 助言又は勧告
- ② 資料の提出の要求
- ③ 是正の要求
- ④ 同意
- ⑤ 許可、認可又は承認
- ⑥ 指示
- ⑦ 代執行

⑧ 協議

⑨ 行政目的を実現するための具体的、個別的に関（かか）わる行為

今後は、事務の性質に応じて、これらの関与が行われることになりませんが、特筆すべきことは、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」と関与の法定主義が明らかにされていることです。このため、従来のように省令や通達を根拠にした関与は行われることはありません。

6 関与の基本原則

次に、関与は適正な事務処理を確保するために必要最小限度のものであることを原則としています。また、この原則を保持し、関与が濫用されることのないように、幾つかの類型の関与については、その関与が認められる場合の基準を明らかにしています。

- ① 同意 自治事務については、財政上、税制上の特例措置がある計画を策定する場合など、国又は都道府県の施策と市町村の施策の整合性を確保しなければ支障があるときに限って認められます。
- ② 許可、認可又は承認 自治事務については、特別の法律によって法人を設立する場合など、許可、認可又は承認以外の方法によっては適正な事務処理を確保できないときに限って認められます。
- ③ 指示 自治事務については、国民の生命、身体又は財産の保護のために緊急に的確な事務処理を確保する必要がある場合など、特に必要があるときに限って認められます。
- ④ 協議 自治事務、法定受託事務ともに、国と地方公共団体の計画の調和を保つ場合など、国又は都道府県の施策と市町村の施策との間に調整が必要なきに限って認められます。
- ⑤ 代執行 法定受託事務については、その他の関与では、適正な事務処理が確保できない場合については、認められません。
- ⑥ 具体的、個別的関与 自治事務、法定受託事務ともに、その他の関与では、適正な事務処理が確保できない場合に限って認められます。また、この関与を法律に定めるときは、なぜその他の関与では対応できないのか説明する責任があるといわれています。

関与する基準が定められているもの

	自治事務	法定受託事務
同意	例外	—
許可等	例外	—
指示	例外	—
協議	例外	例外
代執行	不可	例外
個別的関与	例外	例外

不可…認められない

例外…例外的に認められる

7 自治法を一般的根拠規定とする関与

また、一定の類型の関与については、個別の法律に規定しなくても、自治法の規定を直接の根拠として行うことができるとされまし

た。
①技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求 各大臣又は都道府県知事や都道府県教育委員会の執行機関（以下「都道府県知事等」といいます。）が、市町村の事務の運営等について技術的な助言、勧告をすること、その助言、勧告のため又は情報提供のために必要な資料を求めること。

なお、市町村長は、助言、勧告、情報の提供を各大臣又は都道府県知事等に求めることができます。

②是正の要求 市町村の自治事務、法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに、各大臣が市町村に違反の是正、改善のために必要な措置を講ずることを都道府県知事等に対し指示すること又は直接市町村に求めること。

この是正要求には法的拘束力があり、要求を受けた場合は違反の是正、改善のための必要な措置を講じなければなりません。

③是正の勧告 市町村の自治事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、か

つ、明らかに公益を害しているときに、都道府県知事等が市町村に違反の是正、改善のために必要な措置を講ずることを勧告すること。

④是正の指示 市町村の法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに、都道府県知事等が市町村に違反の是正、改善のために必要な措置を講ずることを指示すること。

なお、各大臣は、都道府県知事等に市町村に是正の指示をするよう指示できるとともに、直接市町村に指示することもできます。

⑤代執行等市町村長の法定受託事務の管理や執行が法令の規定、各大臣又は都道府県知事の処分違反している場合、市町村長が法定受託事務の管理や執行を怠っている場合で、放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときに、都道府県知事が文書により違反の是正や執行を改めようよう勧告すること。勧告に従わないときに文書により指示すること。指示に従わないとき裁判を請求すること。

なお、各大臣は都道府県知事に勧告、指示、裁判の請求をするよう指示することができます。

8 法定受託事務の処理基準

以上のような一般ルールとしての関与のほかに、都道府県知事等は、市町村が法定受託事務の処理するに当たって必要最小限度の基準を定めることができるとされて

います。また、各大臣は特に必要があるとき、市町村が法定受託事務の処理するに当たっての基準を定めることができるとされています。

9 許認可等の基準

さらに、関与等の手続きについて定めており、国の行政機関又は都道府県知事等は法令に基づき申請又は協議があった場合における許可、認可、承認、同意等をするかどうかの基準を定め、かつ、公表しなければならないとされています。

また、関与に当たって、市町村が求めれば、国の行政機関又は都道府県知事等は、関与の根拠を文書で示さなければならない書面主義を明らかにしています。

10 国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員

また、関与に不服がある場合等において、国と地方公共団体、地方公共団体相互の紛争を処理するために、新たな制度が設けられています。

の紛争の調停、都道府県が行う関与に関する不服申出の審査及び自治法に基づく審査請求の審理を行う自治紛争処理委員です。

一つは、総理府に設置される国地方係争処理委員会です。地方公共団体に対する国の関与や処分について、地方公共団体に不服がある場合はこの委員会に審査を申し出ることができます。

もう一つは、地方公共団体相互

11 都道府県と市町村間の協力

既に述べたように、都道府県と市町村は処理する事務が異なり、それぞれに役割分担があります。今回の改正ではこれを原則に、事務処理の特例制度が設けられました。都道府県は、知事の権限に属する事務の一部について、都道府

県の条例で定めて、市町村が処理することができるものとされました。なお、市町村の行政事務に関し、都道府県の条例で定めることができるとされた、いわゆる統制条例に関する規定は削除されました。

12 都道府県と市町村間との関係

都道府県と市町村間の関係に関する規定としては、都道府県知事が、必要あるときに、市町村の財務に係る事務の報告をさせ、帳簿を徴し、財務に係る事務を实地に視察し、出納を検閲することができるとしていた規定が削除されました。これに代わり都道

府県知事が、必要あるときに、市町村の財務について実地の検査することができるようになりました。また、都道府県知事が市町村の事務の執行に関して、市町村の監査委員に監査を要求できる制度の規定は廃止されました。

13 特例市制度の創設

次に、地方分権の受け皿となる地方公共団体の行政体制を整備するため、特例市制度が創設されました。この制度は、地方分権推進のためには、できるだけ多くの権限を委譲することが望ましいことから、行政需要が集中し、また、事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能な市町村から委譲する

という考えのもとに、人口二十万人以上の市からの申し出に基づき、政令により指定を行うものです。特例市に委譲される権限は、今後政令で定められることとなりますが、中核市が処理することができるとされる中核市に比べて、都道府県が一体的に処理する方が特例市において処理するよりも効率的な事務等を除いた事務とされています。

14 市町村議会議員の定数の見直し

地方議会の活性化に向けて、自治法で定めていた市町村議会議員の定数を、市町村の条例で定めることとされました。自治法では上限値を設定し、市町村はその範囲内で条例で議員定数を定めます。従来は、法定数を条例で減少することができるようでしたが、多くの市町村で減数条例を制定していましたが、今後、新たに定数条例を制定することが必要となります。

市町村議会の定数の改正

	現行人口区分	法定数	上限値	改正人口区分
市	30万未満～20万以上	44人	38人	30万未満～20万以上
	20万未満～15万以上	40人	34人	20万未満～10万以上
	15万未満～5万以上	36人	30人	10万未満～5万以上
町村	5万未満	30人	26人	5万未満
	2万以上	30人	26人	2万以上
	2万未満～1万以上	26人	22人	2万未満～1万以上
	1万未満～5千以上	22人	18人	1万未満～5千以上
	5千未満～2千以上	16人	14人	5千未満～2千以上
	2千未満	12人	12人	2千未満

15 終わりに

機関委任事務が廃止され、国や都道府県の関与も最小限であることが原則とされています。新たな地方自治の枠組みができましたが、類型化された関与がいかなるものかは今後の私たちが実際に運用し、その積み重ねにより決まってくるものと思われれます。地方分権推進一括法が目指す対等・協力の関係を構築するためには、制度を運用する私たちの意識の持ち方が非常に大事になってきます。

ていて、制度的に十分でない面もありますが、拙稿をお読みの皆様方には、地方分権の担い手として意識を高く持って、今後の事務の執行に当たっていただきたいと思えます。

財源移譲問題がまだ積み残され

情報公開法の成立に対応した情報公開制度の整備について

市町村課行政担当 副主幹 小沼省二

1 情報公開法の成立と情報公開条例の制定

中央省庁の内部文書の開示を定めた情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）が五月七日に成立、同月十四日に公布され、公布の日から二年以内に施行されることとなりました。

この法律は、国の行政機関が保有している情報の開示制度について規定するとともに、地方公共団

体のつと、情報公開に関し必要な施策を実施するよう求めております。

地方公共団体の情報公開については、情報公開法による努力義務の規定を待つまでもなく、地方分権推進委員会第二次勧告において「地方公共団体は、行政への住民参加、行政手続きの公正の確保と透明性の向上において、住民に対

する行政情報の公開が有する意味の大きさを改めて認識し、行政に関する情報は原則公開という基本理念に立って、先進的事例等を参考にしつつ、情報公開条例の制定及びその内容の充実に努めるものとする」とされるなど、地方分権社会においては、当然の制度として要請されるものであります。

今後、情報公開法の成立を契機に、各地方公共団体において情報公開条例の制定、既存の条例の見直しの動きが活発化することが予想されることから、情報公開法の概要を説明するとともに、条例制定等に当たっての検討課題等を整理してみたいと思います。

2 情報公開法の概要

情報公開法は、まず第一条でこの法律の目的を規定しています。

国会の争点の一つとなっていた「知る権利」については、憲法上の解釈が定まっていないうことで

明記されませんでした。しかし、「開示を請求する権利」を定めるとともに、「政府の諸活動を国民

に説明する責務が全うされるように」と、行政の信託者である国民

に対する義務として、政府の「説明責任（アカウンタビリティ）」を明らかにしています。

なお、情報公開条例を制定する場合も同様ですが、「知る権利」を明記しますと、制度の運用や訴訟の場合等において、非開示情報をより限定的に解釈する効果があるとされています。

次に、だが、どこの、どういう情報について開示を請求できるかということを決めています。

だれが開示請求できるかという点、「何人も開示を請求できる」とし、国民だけでなく外国人も、また、法人も法人格のない団体も請求できることとなっています。

どこの情報を請求できるかというと、対象となるのはいわゆる中央省庁で、国家公安委員会も対象となつていますが、国会と裁判所は除外されています。また、開示を請求できる「行政文書」の範囲については、「職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、職員が組織的に用いるもの」と定義され、組織が必要なものとして利用又は保存されているものが該当します。したがって、個人的なメモは情報公開の対象となりません。なお、行政文書には、紙に書かれた又は描かれた文書や図画ばかりではなく、ビデオテープやフロッピーディスクも含むものとされています。

ただし、請求すればすべての行

政文書が開示されるというわけはありません。請求があれば、行政機関は原則として開示しなければなりません。非公開とすることが可能な六つの例外（「不開示情報」）が定められています。定められた例外は以下のとおりです。

- ① 個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの、又は個人の権利利益を害するおそれのあるもの
- ② 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、公にすることで、その法人や個人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ③ 公にすることで、国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との交渉において不利益を被（こうむ）るおそれがあると認められるもの
- ④ 公にすることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行などの公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ⑤ 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることで、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの

るもの

⑥ 国の機関や地方公共団体が行う事務、事業に関する情報で、公にすることで、監査、検査、取締り、試験について正確な事実の把握を困難にするおそれ、人事管理について公正な人事の確保ができなくなるおそれ等、その事務や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

また、開示請求に係る手数料についての具体的な金額は、今後政令で定めることとなっていますが、開示を請求するときと閲覧するときに手数料を支払うこととされて

3 地方公共団体における情報公開条例の制定状況

情報公開法は、昨年の国会に提出されてから一年余りたつて、ようやく成立しました。情報公開制度については、地方公共団体が先行し、既に昭和五十七年には、全国で最初の情報公開条例を制定した地方公共団体が現れています。自治省の調べでは、平成十年四月

います。なお、閲覧した資料を複写する場合は、手数料とは別にコピー代を納めることとなっています。

このほかに、開示の決定等に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて不服申立ができますが、裁決等をすべきものは、「情報公開審査会」に諮問して意見を聴くことが規定されています。

先駆けて条例を制定してきた経過等を考えると、情報公開法の制定に伴い、地方公共団体においては条例制定はもとより、既存の条例を法律よりさらに一歩進め、より公開度の高いものにする見直しも期待されるようです。県においても、現在、公開制度の見直しを検討されており、公開対象の範囲や非開示条項等について活発な議論が行われています。

一日現在で、身延町、甲府市、田富町、富士吉田市及び市川大門町の五市町が条例を制定しています。地方公共団体が国の情報公開法に

4 情報公開条例の制定に当たっての検討課題

今後、新たに情報公開条例を制定し、情報公開制度を確立していく市町村が増えていくものと思われませんが、条例化に向けての検討すべき点について整理してみたいと思います。

①「条例の目的」 情報開示請求権、説明責任、知る権利等の文言を目的規定に明記するかどうか。

②「実施機関の範囲」 情報公開の対象となる機関に議会を含めるか。(議会が独自で情報公開条例を制定している例もある。) また、出資法人等の情報公開をどう進めていくか。

③「対象となる情報」 決裁、供覧等の文書事務の過程が終了しているかどうかで規定するか、又は情報公開法のように組織として管理している文書にまで拡大するか。

また、紙に記録された文書、図画のみでなく電磁的、電子的に記録した媒体まで含めるか。さらに、公開する文書は条例制定後に作成、取得したものに限り、又は制定以前のものをどこまで含めるか。

④「開示請求者の範囲」 市町村の区域内に住所を有する者、事務所・事業所を有するものと狭い意味での住民とするか、又は区域内の通勤、通学者その他利害を有する者を含む広い意味での住民とするか。

るか。さらに、請求理由を明らかにできる者までに拡大するか、制限なく「何人も」とするか。

⑤「非開示情報の基準」 法令秘情報(法令等により公開できないとされた情報)、個人情報(個人が識別されるもの、他人に知られたくないと思われられるもの)、法人等事業活動情報(法人等に不利益を与えるもの)、財産等保護情報、審議・検討・協議等情報、行政運営情報、任意提供情報、国等関係情報、合議制機関等情報など。

⑥「費用の負担」 開示請求をし、閲覧をするに当たり、職員が文書を探して閲覧場所に持っていくなどのサービスのためのコストをだれが負担するか。すなわち、行政の支出状況の監視や行政への参加を目的とした請求から、企業や個人の営利を目的とした請求まであるなかで、大量の請求、複写がある場合も想定し、閲覧手数料を徴収するか、又は無料として住民の税金で賄うか。さらに、閲覧文書を複写する場合のコピー代をどうするか。

⑦「審査会、審議会等」 不服申立に対する救済機関としての審査会に、情報公開制度における重要事項についての調査・審議する機能を与えるか、又は別の制度審議

会を設置するか。

5 情報の管理

今後、情報公開制度を構築していくには、何より文書管理が必要不可欠です。どこに、どういう情報が存在しているかがはっきりしなければ制度の円滑な運用は望むべくもありません。条例を制定しようとする市町村においては、まず、必要な文書を、必要に応じて即座に利用できる形で組織的に整理・保存し、また、文書の保存年

限を設定し廃棄する体制を整える必要があります。また、的確な文書管理は、行政にとっては地味で面倒な作業ですが、導入時に一時的にきれいにファイリングするだけでなく、これを維持していかなければなりません。

6 情報公開と情報提供

情報公開制度は住民からの請求を待つて開示するというシステムですが、行政の透明性を高めるという観点からしますと、情報公開制度だけでは決して十分とはいえません。すなわち、受け身の情報公開だけでなく、行政の主體的な情報提供が必要となります。従来の住民に対しての情報提供は、ややもすると行政の都合の良い情報のみを提供していた面もあります。住民のニーズにこたえて必要な情報を積極的に提供していくことが大切です。国においても市町

村職員の給与や定員計画を住民に公表することを要請している状況にあります。情報公開と情報提供が相互に補完して、行政の透明性を高め、行政と住民の信頼関係を確かなものにしていくことが、今後の分権社会において求められるところです。

第三セクターに関する指針について

市町村課財政担当 主事 若月 衛

2 設立に当たつての留意事項

地方公共団体が関与する第三セクターは、いうまでもなく地域振興などの行政目的を遂行するために設立されるものです。したがって、その設立に際しては、行政施策との関連性の明確化、民間事業との関係についての検討を必要とし、一般的には、第三セクターは、提供する社会的便益（サービス）が広く地域にもたらされるような事業に限って活用するのが適当であるとされています。また、第三セクター方式を採用するに当たっては、提供するサービスの水準と

公的支援に要する事業コストとの関係について行政直営で行う場合、公営企業で行う場合等を比較するなど十分な検討が必要です。特に、公的支援を必要とする場合が多い行政補完型の第三セクターについては、公的支援の考え方をあらかじめ取り決めておくとともに、議会や住民に対して十分に説明を行うておくなど、積極的な情報開示に努める必要があります。また、第三セクターの事業運営等については、第三セクターが独立した事業主体であり自らの責任において

1 はじめに

今年の五月に自治省から「第三セクターに関する指針」が出されました。これは、地方分権時代の本格的幕開けを目前にして、地方自治体が徹底した行財政改革を進めることが要請される中、第三セクターを含む外郭団体の見直しが課題となっていること、パブル崩壊後の経済環境の変化により、一

部に経営の深刻化した第三セクターがみられることなどが背景にあります。今回の指針では、従来なかなか手がつけられなかった経営の悪化した第三セクターに対する指針や積極的な情報開示の指針などが盛り込まれています。以下、その概要を説明します。

事業を遂行しなければならないことを踏まえ、経営者の職務権限等を明確にし、経営ノウハウをもった人材を登用することにより、第

三セクター方式によることの利点（民間的経営手法）を確保することが重要であることはいうまでもありません。

3 運営の指導監督に当たつての留意事項

第三セクターの経営状況については、その出資・出捐（しゅつえん）者である地方公共団体は定期的な点検評価を行っていく必要があります。この場合、市町村の担当部署だけでなく、行政改革全般を担当する部署、経営に関する有識者、第三セクターの経営責任者などで構成する委員会等を設置し、経営診断だけでなく、設立目的、

趣旨に沿った事業展開がなされているか、社会経済情勢の変化に対応した事業内容の見直しは必要ないかなどの観点からの点検評価も行う必要があります。特に事業開始後一定期間が経過し、施策が長期間停滞しているもの、効果が低下しているものなどについては、出資の継続の必要性等について検討が必要です。

4 経営悪化時の対応に当たつての留意事項

経営状況の点検評価の結果、経営が悪化しつつある場合には、問題を先送りすることなく、速やかに経営努力の方策を講じ、抜本的な改善策を検討しなければなりません。特に経営が深刻化している場合には、経営改善の可能性を検討し、その第三セクターが果たしている公共・公益的使命など行政的な評価を加味した上で、第三セ

クター方式での事業の存廃そのものについての判断が必要となつてきます。検討の結果、経営の改善により事業を存続させることとした場合には、その第三セクターに対して経営改善計画を策定するよう指導する必要があります。また、第三セクターが行う事業を市町村の行政施策とのかかわりの中で推進し

ているなど、行政遂行者としての立場から事業を存続させるために追加の公的支援を行わなければならない場合であっても、役員数や給与の見直し、組織機構のスリム化等、経営責任を明確にした上で抜本的な改革への取り組みが見込まれる場合に限って、公的支援の追加を検討すべきです。

経営状況の点検評価を行う委員会等の検討を経て、経営の悪化が深刻であり、将来的に経営が改善する可能性がないものと判断した

5 情報公開

最後に、議会や住民への情報開示ですが、地方分権の進展により、地方行政の公正を確保し、その透明性を高める必要性が要請されている中、第三セクターに対する情報に関しても積極的に開示していくことが必要です。第三セクターの経営情報を、議会に対して定期的に説明する必要があります。また、住民に対しては、その事業が

場合には、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討する必要があります。第三セクター方式を断念する場合には、責任分担の透明性を確保する観点から、株主総会決議による解散手続きのほか、破産、特別清算などの法的手続きの活用についても検討していく必要があります。また、債権債務関係の整理に当たっては、地方公共団体が過度の負担を負うことのないようにすべきです。

行政施策とかがわりが大きい場合には、経営情報を分かりやすい形で開示するよう第三セクターを指導するとともに、損失補償契約をしているもの、相当程度の公的支援を行っているものについて、地方公共団体において経営状況等について広報を行うなどして、地域住民の理解を得るよう努めていく必要があります。

がんばって います！

県庁で活躍する 市町村研修生

市町村課 小林 康志(櫛形町)



昨年、10月1日より市町村課行政担当で研修しています櫛形町の小林康志です。市町村課に来て早いもので9か月がたちました。今までは櫛形町のことしか分かりませんでしたが、ここでは64市町村の中の一つとして自分の町を見ることができ、他の市町村の比較ができて参考になります。ここまでを振り返ってみて、一番印象に残っているのは、県消防学校で新任職員に対して行った講義です。人に教えることの難しさ、初めて「先生」と呼ばれたことなど今までになかった貴重な経験をしました。また、昨年末からは、知事選、統一地方選を経験し、役場とは違った選挙の厳しさ、緊張感を味わいました。研修期間も残り3か月程になりましたが、これからも一つでも多くのことを学び、今後の仕事に生かしていきたいと思っています。

市町村課 望月 順二(三珠町)



「山梨 自治の風」創刊号の発行おめでとうございます。そして、このたびの発行に当たり、大変な御苦労をされた編集員の皆様、おつかれさまでした。

私は、財政担当にお世話になっております、県内市町村からの研修生の一人、「文化と青空の町、歌舞伎のふる里 三珠町」からまいりました、望月順二と申します。いわゆる10月生ですので、今年の9月いっぱいまでの残り少ない研修期間です。(あ〜〇〇しい！)

ところで、どんなことを書こうか悩みましたが、「自治の風」的ではなく、このコーナーの「がんばっていま〜す。」的に行ってみたいと思います。

とにかく、「頑張ってます」。

朝は早いですし、夜は遅い。頭がボーっとするくらい寝不足なこともあったり、仕事の内容が初めて経験するものなので、周りで飛び交うよく分からない言葉に妙に威圧感を感じたりして、そんな言葉たちは夢の中にまで遊びに来てくれて、Aさんにもよく怒られています。

まあ、大変なことはいろいろありましたが、これからも大変だと思います。実はこれからが本番です。でも、周りの人たちに助けられながら、何とかここまでは来ました。なかなか思うように仕事は身に付かないのですが、でも、そうはいっても「がんばってま〜す!」。でっ、意外と楽しんでます。

市町村課 小林 匡(境川村)



市町村課企画振興担当に研修に来てから1月足らずがたちました。今の状況を陸上競技の百位競走に例えますと、スタートラインにつき「ヨーイ」の合図で腰を上げた状態ではないでしょうか。

役場ではワープロでしか仕事をしたことなく、ここに来て初めてパソコンを扱い非常に舌戦しています(ちなみにこの原稿はパソコンで打ちながら考えました)。事務処理の仕方などやコピー機、ファクシミリまでもが役場の時とは違い、先輩方の御指導のもと勉強の毎日です。



市町村課 金井 貴(南部町)

県の南端「杉・檜(ひのき)の美林に囲まれたお茶の町」南部町から研修に来て、早9か月が過ぎました。

当初環境の変化と企画振興担当の事業内容が理解できなく、戸惑と不安の日々でしたが、「問うは一旦の恥、問わぬは末代の恥」を胸に、いつも多忙な上司にかける迷惑をも省みないで御指導を仰ぎました。特に、コミュニティ助成事業やコンピューター西暦2000年問題等を担当して、東京研修へ数回参加したり、市町村職員に説明会を実施したりして、力のない私には重責でしたが、無我夢中で過ごした貴重な体験でした。

人には、四つの年齢があるといえます。一つは本当の年、二つ目は体力の年、三つ目は仕事(研修)の年、四つ目は精神の年。大切なのは、この四つの年が釣り合うことだと思います。

1年間の研修も終わりに近づいていますが、いつも叱咤激励(しったげきれい)してくださる皆様に感謝しながら、種々の体験を生かし、私のなかの四つの年が釣り合うよう精進していきたいと思っています。

また、役場の時と比べて起床時間が1時間も早くなりました(通勤時間の関係)。もともと早起きが苦手の私は、長期にわたり早起きをすることはスポーツしてた時の合宿生活以来の大事態です。しかし、毎朝目をこすりながらも「頑張ろう」と自分に言い聞かせながら車を走らせています。

最後になりましたが、この市町村課でいろいろなことを学び、役場に帰った時に生かせるよう頑張っていきたいと思っています。

先輩から 一言

山梨市下石森
矢崎 良直
(第一期市町村研修生)



昭和37年5月2日の山梨日日新聞は、「経済部長に依田氏」の見出しで千人にのぼる県庁職員の第二次人事異動を一面トップで報道いたしました。この異動にあわせて、甲府市、山梨市、下部町から派遣された3人の研修職員にも辞令が交付されました。3人のうち甲府市の内田誠氏は耕地課に、下部町の佐野功氏と私が地方課(現市町村課)に配属されました。37年が経過した今この日のことを顧みますと、年がいもなく不安を抱きながら辞令交付式に臨んだことがはっきりとよみがえって参ります。当時とすれば、県庁の皆様と机を並べて仕事をするには、私には、緊張の連続でありました。

地方課では、下部町の佐野氏は税財政の係に、私は行政選挙を担当する係で研修をすることとなったのですが、行政選挙の係は選挙事務のため係全員が本課(旧庁舎)の勤務でなく議事堂内の一部屋を借り、係全員で執務したことを覚えております。この年度は、公職選挙法の大改正があり、国政選挙、知事選挙と選挙も続き、係長の青木文治氏を中心に夜遅くまで残業をし、終電車で帰宅することも多く、とんでもない時期に派遣されたものだとい寸悔やんだこともありましたが、しかし、そんな思いも皆様の仕事ぶりを見ているうちにふっとんでしまい、地方課の皆様のご勤勉さに感服したものでした。

第一期の研修生でもあったためでしょうか、仕事を失敗し、迷惑をかけたことも何度もありましたが皆様に非常に心配りをしていただく中で、市町村では、考えも及ばないような体験もさせていただき、行政に取り組む姿勢、行政政策に対する先見性や決断力、公務員としての自覚と責任感など多くのことを学ぶことができたと思っております。

今後もさらに人事交流の輪を広げ、新世紀の地方分権時代に的確に対応することのできる人材育成の促進のために、より有意義な研修制度として充実発展することを期待しております。

市町村課 伊藤 敦(双葉町)



早いもので私が市町村課にお世話になってからもう3か月が過ぎようとしています。この間は、私が想像していたより遥かに多い仕事量とレベルの高い仕事に追われていたような気がします。

今、私が研修しているのは、税政担当ですが、今まで税務のことについて一切かかわりのなかった私にとって税の専門用語、というよりも基礎的な用語もまるで外国語を聞いているような感覚でした。

これから担当として、市町村税の課税状況に関(か)わる唯一の統計資料となる調査等やるべきことはたくさんありますが、このような機会、体験はめったにないチャンスだと思えます。今まで過ぎていった月日の早さを考えれば、残りの月日もあっという間に過ぎていってしまうだろうと思われま。日々の流れに流されぬよう自分の仕事に責任を持って頑張っていきます。

市町村課 岩村 知哉(大月市)



私は、昨年10月に研修生として市町村課に派遣されましたが、当初、仕事の質の高さと量の多さに驚きました。大月市に入職して以来5年半農林課林務係の業務を担当していましたが、初めての異動が県への派遣ということもあり、最初は戸惑いもありました。私は税政担当で、市町村の自主財源となる固定資産税に関する調べや特別土地保有税の指導、また、地域開発立法に基づき企業等誘致した場合の減収補てんや、基地交付金の仕事を担当しています。現在、県内各市町村の税財政を見ると貴重な機会を与えていただいておりますが、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがあるのに対し住民のニーズはより一層高くなっていくと思えます。私は、残りの研修期間で、今まで以上にこれらの課題について、一生懸命に取り組んでいきたいと思えます。

市町村課 堀田 真(白州町)



長野県との県境の町「白州町」から、本年4月から市町村課行政担当に研修生として、勉強に来ています白州役場の堀田真です。

役場の仕事(職場)との違いに戸惑いながら、早3か月が過ぎました。日々刻々と打ち寄せる膨大な情報に、日ごろの勉強不足を実感し、関係者の方々に御迷惑をかけながら、頑張っています。

現在国会では、地方分権一括法案などが審議されており、中央集権システムから「地方分権」への「転換期」を目前にしています。このような一大転機に、市町村課の職員として業務に携われるということは、地方公務員として、得難い機会を得たと感じています。1年間という短い研修期間ではありますが、どれくらいのことが吸収できるか、また、来年の4月にどのくらい自分自身変わっているのか、非常に楽しみにしています。



NHK記者
山内 博幹

「山梨・自治の風」発刊おめでとうございます。私自身知識が未熟な面もありますが、私なりに口ごろ考えているこれからの市町村の在り方を述べさせていただきます。

さて時代は正に地方分権です。国会では地方分権推進一括法案の審議が行われています（発刊されるころには成立しているかもしれませんが）。なぜ地方分権か。もうこれまでのように国に頼ることはできないからです。戦後日本の経済は右肩上がりの高度成長を続けてきました。高度成長期には国の財政も経済成長に応じた税収を得ることができました。しかしバブルが崩壊した現在では、産業構造も大きく変化し、従来のように財政の伸びは期待できなくなっています。このため、私の個人的な見解として言わせていただければ、国はもう地方の面倒は見切れなくなりつつあると言えます。過疎対策にしてもいつまでもあると思うなどというのが国の本音ではないでしょうか。

市町村合併のすすめ

では市町村は今のまま存続できるのでしょうか。否（いな）。今の市町村規模では小さすぎ、市町村合併を進めるべきです。山梨県の六十四市町村の平均人口は一万三千人余り。全国平均と比べても三分の一程度で全国で四十六番目と少なく、財政規模に至っては、平均規模が四十七都道府県中最も小さくなっています。

地方分権によって地方の判断が直接住民生活に影響します。例えば来年度スタートする介護保険にしても介護認定やホームヘルパーなどの人材確保、施設整備など自治体が担う役割は大きく、国の制度とはいいながら市町村の政策がサービスの格差につながります。

少子化が進み人口の大幅な増加が期待できない今日、人口が増える市町村があればその一方で減る市町村が出てくるのも必然と言えます。重要なことは魅力ある街づくりができるかどうかです。平たく言えば、暮らしやすさということになるのでしょうか、これが分野が広すぎてなかなか難しい。道

路や施設などの整備や前にも述べた介護保険などの医療・福祉それに教育、環境など極めて多岐にのり、こうした問題はすべての市町村に共通しています。なおかつ広域的に考えなければならぬ課題で、住民本位の街づくりを考えればこれらの問題は周辺市町村との一体的な枠の中で議論すべきです。

市町村にはそれぞれの歴史があります。住民の長年なれ親しんだ地元への思いもあるでしょう。合併による行政サービスの低下を懸念する声があるのも確かです。しかし、地方分権は市町村に対して今以上に市町村の独立性を求めています。財政基盤の強化や行政改革、街づくりの推進。これらの課題を解決する最大公約数が「合併」です。地方分権が進もうとする今こそ合併を検討する最大の機会としてとらえ、行政基盤そのものを抜本的に見直すべきだと思います。

お答えします 自治 Q&A



Q 日本に移住したアメリカ国籍の母親と日本国籍を持つ十四歳の息子と二人家族の住民登録はどのようにしたら良いでしょうか。

A 住民基本台帳法でいう「世帯主」とは、「世帯の生計を維持する者として、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」と解されています。

しかし、御質問のように、母親が事実上の世帯主であると認められても、住民基本台帳法第三九条で、「日本国籍を持たない外国人は本法の適用から除外する。」とされていますので、世帯の中で日本国籍のある者を「世帯主」に登録することになります。つまり、

御質問の場合については、「日本国籍を持つ息子さん」を「世帯主」として登録することになります。

なお、「外国人」の方については、戸籍法・住民基本台帳法の法律上の適用から除外されていますので、日本国内に居住していても、戸籍簿及び住民票は作成されません。そのため、「外国人登録制度」があります。母親の方が、「外国人登録」を行っていないければ、速やかに当該市町村で手続きを行ってください。

Q 最近、介護認定審査会など機関の共同設置という言葉をよく耳にしますが、どういったものでしょうか。

A 地方自治法（以下「自治法」といいます。）では、事務の効率的、合理的な行政運営のため、地方公共団体の事務を共同処理する方法を幾つか定めています。代表的なものが一部事務組合などの組合の設置（自治法二八四条）ですが、それ以外にも、設問の機関及び職員の共同設置（自治法二五二条の七）を始め、協議会の設置（自治法二五二条の二）、事務の委託（自治法二五二条の一四）などがあります。

機関が共同設置されると、関係市町村の共通機関としての性格を有することになり、共同設置した機関が管理し又は執行した行為の効果は、それぞれの団体に帰属することになります。したがって、

関係市町村が直接行ったものと同じになります。

設置の手続きは、関係市町村の議会の議決を経て、長が協議の上規約を定めて、共同設置した旨及び規約を告示し、知事に届け出ることとなります。

規約には①共同設置する機関の名称②共同設置する機関を設ける市町村名③共同設置する機関の職務場所④委員その他の構成員の選任の方法⑤関係市町村との関係その他共同設置する機関に関して必要な事項を記載する必要があります（自治法二五二条の八）。なお、規約については、準則があります。

本県では、介護認定審査会の共同設置の動きが進んでおり、今後は公平委員会や監査委員の共同設置が期待されるところです。

Q 市町村でも、法定外目的税を設けることができるようになるのでしょうか、法定外目的税とはどのようなものですか。

A 現在、市町村が課税している税目は、地方税法に「課する」と規定されている市町村民税、固定資産税等の一般的な経費に充てられる普通

税、「課するものとする」又は「課することができる」と規定されている入湯税、都市計画税等の特定の費用に充てられる目的税など、地方税法に定められたものがほとんどです。

その中で、市町村が自治大臣の許可（いわゆる「地方分権一括法」による改正後の地方税法では同意）を得て、地方税法に定められたこれらの税目以外の普通税を課することができるとされています。しかし、法定外普通税として市町村が設けている税目は、砂利採取税（五市町）、別荘等所有税（一町）の二税目であり、過去には、商品切手発行税、広告税、犬税な

どもありましたが様々な理由から廃止され、現在、法定外普通税を設けている市町村は少数にとどまっています。

今回、地方分権を推進するに当たり、地域の実情に沿い、地域に特有の行政需要に即した税負担を住民に求めるなど、市町村の課税自主権を尊重する観点から、これまでの一般経費に充てられるための法定外普通税のほかに、特定の費用に充てるための法定外目的税が設けられるものです。

目的税の性格上、住民の受益と負担の対応関係が明確であり、法定外目的税の創設は、課税の選択の幅が広がることにもつながると期待されています。ただ、具体的な税目が想定されているわけではなく、税源確保の意味からも、各市町村の独自の研究が期待されています。

Q 最近、市町村の財政悪化がいわれる中で起債制限比率や公債費負担比率という言葉が耳にしますが、どういった意味が教えて下さい。

A 経済対策や過去の大型施設の整備等に係る財源を地方債に求めたことから、その元利償還金である公債費

の負担が、市町村の財政を圧迫してきています。起債制限比率も公債費負担比率とともに、財政構造を知るための指標として使われるものです。

起債制限比率とは、標準的な財政規模に占める市町村の純粋な独自の財源から充当した公債費の負担割合をみる指標で、繰上償還額及び普通交付税で措置される元利償還額等は、算定上、控除することとされています。また、年度間の公債費の動きを平準化するために、当該年度を含む三か年の平均値が用いられます。この数値が、二〇%を超えると一部地方債が制限されます。

公債費負担比率とは、公債費に充

当された一般財源が、一般財源総額に対し、どの程度を占めているかを表す比率です。この比率には、当該年度に行った繰上償還などの額も算入されるため、起債制限比率より高くなる傾向にあります。

公債費負担比率は、単年度の数値であることから、地方財政の年毎の推移をマクロにとらえるのに、また、起債制限比率は、個々の市町村の財政状況を把握するのに適しているといわれています。

しかし、いずれの指標も財政の現状を把握する指標で、将来の財政負担まで視野においた指標でないため、現在、国において新しい指標づくりの検討が進められています。



Q A町の職員募集要項の「募集人員・保健婦二名」という記載について、町民から「男女雇用機会均等法に違反し、募集自体が無効ではないか」との指摘がありました。その適否について教えてください。

A 平成十一年四月一日から、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「均等法」といいます。）が一部を除き施行となっています。

均等法では、「労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない」とされています。また、均等法の指針においては、同法第五条に違反する措置を「募集又は採用に当たって、その対象を女性のみとすること」とし、一例として「募集又は採用に当たって、女性を表す職種の名称を用いること」と記載されています。具体的には、ウェイトレス、セールスレディ、看護婦、保母など「レディ」、「ガール」、「婦」、「母」等をあげています。

しかし、地方公務員については、同法第五条の規定が適用除外とされていますので、とりあえず、募集は無効とはなりません。しかしながら、

①民間事業者が募集に関してこれらの事項に留意している一方で、

地方公共団体が、男性が就業可能な職種であるにもかかわらず、従来のまま「保健婦」という「女性を表す職種の名称」のみを用いて募集を行うことが妥当であるのか。

②地方公務員に対して当該規定が適用除外となった理由は、「地方公務員法で、募集及び採用に関して男女平等取り扱い扱いは措置済みであるため」とされている。

従来の職種名	新職種名	根拠規定
保健婦	保健婦・保健士	保健婦助産婦看護婦法 附則第59条の2 附則第60条
看護婦	看護婦・看護士	
准看護婦	准看護婦・准看護士	制度上女性のみ認められた職種であるため、助産婦として募集を行うことが適当です。
助産婦	同 左	
保母	保育士	児童福祉法施行令第13条
養母	個々の法律及び業務内容を考慮して判断することになります。	学校教育法等「養母」という言葉が法律上規定されているものについては、「養母」として募集しても差し支えありません。

等を考えあわせると地方公共団体が募集及び採用を行う場合の姿勢として、「保健婦」のみの名称を掲げ、募集することは「適当でない」といえます。

参考までに募集及び採用に關し注意すべき職種等は一覧表のとおりです。

Q 地方分権一括法が今国会で可決されると、市町村の選挙管理委員会の事務は具体的にどんな点が変わるのでしょうか。

A 地方分権一括法案が今国会で可決されますと、平成十二年四月から市町村の選挙管理委員会に対する県の

選挙管理委員会の関与が大幅にかわることとなりますが、ここでは、その主なものをいくつか御紹介します。

(1) 地方自治法関係

区分	現 行	改 正 後
186条 第2項	県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会を指導監督する(包括的指導監督)。 公職選挙法等に特例の定めがあるものを除き、この規定に基づき、各種の報告を求める規定等を関係規程の中で規定。	廃止。 自治事務や法定受託事務について、技術的な助言や助言並びに必要な小販の資料の提出の要求等。

(2) 公職選挙法関係

区分	現 行	改 正 後
40条	投票所の開閉時間を変更しようとする場合、県の選挙管理委員会の承認が必要。	県選挙管理委員会の承認は不要。市町村の選挙において、市町村の選挙管理委員会の判断で変更することができる。
101条 の3	市町村選挙管理委員会は、市町村の選挙における当選者の住所、氏名を県選挙管理委員会へ報告。	廃止。
144条 の2	国政選挙や県の選挙において、ポスター掲示場の紙数を減少しようとする場合、県選挙管理委員会の承認が必要。	県選挙管理委員会に協議。
170条	国政選挙や県の選挙において、選挙公報を新聞折込み等の方法により配布しようとする場合、県選挙管理委員会の承認が必要。	県選挙管理委員会へあらかじめ届け出るだけでよい。

(平成11年6月23日現在)

外国人から見た山梨・日本

教えたい英語の持つ正しい意味

語学指導助手 リンダ なおみ コックス

珍感 分間

ちん・ぶん・かん・ぶん??



私はハワイ州のホノルル市で生まれました。しかし、今、私の家族が住んでいるところはカリフォルニア州のサクラメント市です。サクラメント市は山梨県の甲府市と同じような州都です。父は

サクラメント市で政府関係の仕事をしています。父の仕事の関係で幼いころから日本に何回も来ることができました。そして、母の実家（埼玉県）に行って、祖父や祖母、そして、大好きな従兄弟（いとこ）のまじかちゃんと遊んで自然に日本の文化を学ぶことができました。日本とアメリカの両方の文化の中で育てられたので、日本で culture shock を感じたことはありません。ショックよりも文化が違うから面白いと感じています。

去年、私はある街に行きました。駅を出るとホームレスが何人もいて、ダンボールで家を作って、昼寝をしたりしていました。アメリカのホームレスと余り変わりがないと思いました。しかし、よく見ると、日本のホームレスは箱の中に入る前に靴を脱いでいることに気がつき、「やっぱり、日本人だなあ」と思いました。アメリカでは靴を脱ぐ習慣はないので、家に入る前に必ず外のマットの上で靴を拭（ふ）くのが礼儀です。

礼儀と言えば、日本人はおかしなところがあります。これはほとんどのアメリカ人の見解です。去年、私のお友達はアメリカから日本に来てまだ六か月も経っていませんでしたが、面白い経験をした。彼は日本語を勉強していたけれど、まだ余り良く分かりませんでした。ある日、近場に住んでいる生徒のお母さんがおみやげを持って彼の家に来ました。「つまらない物ですけど」とそのお母さんが言い、彼は「つまらない物があります」と返事をしました。そのお母さんはそれを聞いて笑っていました。その後、彼は辞典で「つまらない」を調べました。そして、私に電話をかけてきて「日本人は何て意地悪いことをするんだ！なぜ彼女は俺につまらない物をくれるの？」と聞きました。私が説明したら、彼は「日本人は面白いネ。アメリカではそんなへんなことを言わないから、わざとつまらない物をくれたのかと思ったよ」と言いました。その品物は味付け海苔（のり）でした。

日本人はアメリカ人に誤解される時がありますが、アメリカ人もおかしなところがあるのでよく日本人にも勘違いされます。私が高校生の時に、日本から留学していた女の子がいました。その子の名前は花子でした。彼女は英語を少ししか話せませんでした。とても明るい子ですぐにお友達がたくさんできました。私も花子ちゃんとお友達になってホームカミングのダンスパーティーに彼女を招待しました。ホームカミングは花子ちゃんにとって初めてのダンスパーティーで彼女は興奮していました。アメリカの高校の行事の一つで、学校は一週間をかけて毎日面白いことをします。

私の高校では月曜日はパジャマの日で生徒や参加したい先生方はパジャマを着たまま学校に来まし

た。火曜日はオボジットデイ（反対の日）で女の子は男の子の格好をして、男の子は女の子に変装をしました。土曜日に行うアメリカンフットボールの試合で学校全体に活気が出るようにこんな馬鹿馬鹿しいことをしました。アメリカの学校では、皆で盛り上げれば必ず勝つと信じて、ホームカミングのダンスパーティーを楽しみ、いろいろな面白いことをします。花子ちゃんはお友達のパライアン君とパーティーに行くことになりました。二人はホームカミングのダンスパーティー会場に到着した時、私と私のパートナーのアンディ君は踊っていました。花子ちゃんは私を探し、いきなり「帰りたい！」と言いました。私が「まだ来たばかりじゃないの。急にどうしたの？」と尋ねると、彼女は周りを指差しました。壁や天井に美しい飾りや旗がたくさん張り付けてありました。旗を読むと私はやつと花子ちゃんの帰りたい理由が分かりました。自分は中学生の頃からその旗を見ていたので、花子ちゃんの勘違いしていることが最初は分かりませんでした。面白くて笑いが止まりませんでした。たしかに彼女が勘違いしていることは論理的でしたが、その旗に書いてあるアルコールフリーや麻薬フリーのお知らせはアルコール無料、麻薬自由の意味ではありませんでした。

この場合のフリーとは無しという意味です。やつと勘違いしていることを解決したと思った時に、花子ちゃんの妹のえりちゃんが来て「アメリカが好きだ！今夜はアルコールを好きなだけ飲めるよ。そして、麻薬も試してみられるし、初心者には何がいいかな？」と私に聞きました。パライアン君は花子ちゃんと妹を見て「君たちは本当に兄弟なの？」と尋ねました。

花子ちゃんの妹はとても面白い子で、いつも皆を笑わせていました。アメリカに来てまだ一週間もたたない時に、えりちゃんは一人でショッピングに出かけてみたいと言いました。花子ちゃんのお母さんが心配で私とパライアン君に「えりちゃんの後について欲しいんだけど」と言ったので、私とパライアン君はえりちゃんの後をつけました。交差点に来た時、えりちゃんの手を挙げていました。私はそれを見て「誰に手をふっている車を見ました。彼女は手をふっているのではなく、右手を挙げたまま急に横断歩道を渡り始めました。私はびっくりして、信号は赤だよ！」と怒鳴りました。アメリカの横断歩道の赤信号は手のマークが描いてあります。えりちゃんは手のマークを見て小学校で習った標語「手を挙げて横断歩道を渡りましょう」を思いだし、彼女は右を見て、左を見て、また右を

見てからそのとおりにしました。私とパライアン君がやつと彼女に追い付いた時に、パライアン君は「赤い信号はいくら手のマークでも止まりなさい」と意味だよ。そして、アメリカでは誰も右手を挙げて横断歩道を渡らないよ」とえりちゃんに言いました。そこで、私も「してもいいけども、するんだったら、まず左を最初に見たほうがいいよ。アメリカと日本は反対だから」と付け加えました。

アメリカと日本は様々な面で違いますが、私にとつて一番面白いことはあいさつです。何年前かに、私のお友達のティナちゃんは神戸市で英語を数人のお母さんたちに教えていました。彼女の生徒は毎朝、「Good morning, Tina」と言っています。神戸市で大きい地震が起きた時に、彼女のことを心配で英語のクラスのお母さんたちは一人ひとり彼女の家に電話をしてきました。ティナちゃんはそれぞれのお母さんから good morning を聞いて怒りました。彼女はお母さん方の家が

大丈夫だったから、皮肉を言っているのかと思いました。

Good morning は良い朝という意味なので、アメリカ人は元気がない時には morning 「朝だね」としかいけません。私は小学校や中学校で英語を教えています。子供は賢いのでいろいろな面白い質問をします。中学校である生徒が「リンダ先生、おはようございますは good and morning の意味がそれぞれどれに相当しますか？」そして、小学三年生の子には Hello は朝の時に使えないよ、と言われたこともあります。Hello は、「こんにちは」と違って何時でも使えるあいさつなのです。様々な理由で日本人はあいさつを間違っています。あいさつばかりでなく、いろいろな場面で間違いや勘違いが見られます。私は、英語教師として、このような勘違いや間違いを文化の違いという理由で片付けたくはありません。それぞれの明確な正しい意味を生徒たちに教えたいと考えています。



市町村イベントごよみ



市川大門町 8月7日(土)



いちかわだいもんふるさと夏祭り 「神明の花火大会」

市川大門町の代表的な産業をまちづくりの題材として、毎年八月七日「花火の日」に本町最大のイベントである「神明の花火」を開催しています。

神明の花火は江戸時代に始まり、「七月おいで盆過ぎて市川の花火の場所でおいやしよ」と歌になるほどに盛り上がり、今では県内最大、全国でも十選に入るまでになりました。約二万発の花火が夜空に様々な花

を咲かせ人々を夢の世界へ誘います。また、主会場の総合グラウンドでは花火をバックに勇壮な大人みこしが練り歩き、多くの露店とともに祭り気分を盛り上げます。

全国から二十万人以上の人々が訪れるこの神明の花火を是非一度御覧ください。
(会場：三郡橋周辺)

山梨市 7月23日(金)

笛吹川県下納涼花火大会

山梨市万力公園万葉の森を背景に笛吹川河畔で開催される笛吹川県下納涼花火大会は、今年で第四十二回目を迎えます。県内の数ある花火大会の中でも草分け的な存在として、長い伝統を誇る花火大会です。また、夏の訪れとともに県内でトップを切って開催される花火大会として、夏になくはないイベントになっていきます。花火は四号玉、五号玉の早打ちとスター

から午後九時の一時間三十分の間に、約三千発を打ち上げます。頭の真上でひらくように間近で見られる花火は迫力満点です。また、会場付近には約百店の露店が並び、花火大会を一層にぎやかに演出します。花火大会会場はJR山梨市駅から徒歩五分と近いので、電車を利用して便利です。もちろん駐車場も用意してありますので、車で会場できます。
(会場：笛吹川河畔ほか)



(花火特集)

石和町

8月21日(土)

石和温泉まつり

石和温泉まつりは、石和町役場前の笛吹川河畔をメイン会場に、十九日、二十日、二十一日の三日間にわたって、趣向をこらしたいろいろなイベントが催されます。初日は、笛吹川に設けられた特別ステージで、アマチュアバンドの若さいっぱいの演奏による「笛吹サマーカーニバル」で口火を切り、華やかに開幕となります。演歌ステージや、そしてライトアップされた中、力強いばちさばきや迫力ある太鼓の音の「和太鼓の演奏」などは、これからの祭りムードを盛り上げます。二十日は、八幡神社の前の市部通りが歩



行者天国となり、露店もたくさん立ち並び通りには、子供づれの家族やカップルなど、ゆかた姿の人々でにぎわい、その中へ名物の八幡みこし、五郎みこし、さらに子供みこしなど六基のみこしが、威勢のよい掛け声をあげながら練り歩きます。温泉まつりの最大イベントである花火大会は二十一日、午後七時半から約二時間半かけて行います。花火師による競奏花火大会も兼ねながら、約九千発の花火大会は県内有数の規模を誇っています。夏の夜空に描かれる光のショーは、見物客を魅了します。(会場：笛吹川河畔)

韮崎市

8月16日(月)

夏の武田の里まつり・花火大会

毎年お盆の八月十六日に、甲斐武田氏発祥、また、終えんの地韮崎で行われます。戦国の世、武田の精鋭甘利備前守虎泰を始め数万の将士が戦場に散りました。夕やみ迫るころ、武田氏ゆかりの武田八幡宮、願成寺、武田氏館跡で採火された火は、武田の里太鼓が響きわたる中、地元神山町住民の手によって、釜無川河川公園の会場に運ばれてきます。かがり火へと移された火は、中州の大松明へと点火され、陣没将士の慰霊の炎となって赤々と燃え上がります。願成寺住職の読経の中、会場の

参加者一堂で将士の位はいがまつられ、願成寺に向かつて黙とうをささげ、はるか戦国の世の時代に思いをはせます。この厳肅な火まつりが終了すると、いよいよ大花火大会の始まりです。夏の夜空を五千発の花火が彩ります。趣向をこらした超大型スターマインが特に見もの。赤や黄色、緑など色とりどりの大輪の花が咲き誇ります。供養火まつりに先だって行われる「武田節」「新府城」などの盆踊りの輪に入ってみるのも楽しいです。(会場：釜無川河川公園)



市町村振興協会たより

平成11年度(財)山梨県市町村振興協会事業概要

1.貸付事業

市町村振興宝くじ(通称サマージャンボ宝くじ)の収益金を基金として積み立て、これを財源として市町村の一般単独事業及び災害対策事業を対象に次のとおり貸付事業を行います。

(平成11年3月31日現在
長期貸付残高5,358百万円)

- 平成11年度貸付予定額
長期貸付額 9億円
短期貸付額 2億円(貸付済み)

2.研修事業

●地方行財政セミナーの開催

市町村が当面する行財政上の問題点や今後の課題、あるいは運営方法等についてセミナーを行います。

●市町村自治講演会の開催

市町村長をはじめ幹部職員並びに市町村議会議員を対象に、地方自治をとりまく環境の変化に対応する地域振興の方策等について講演会を開催します。

3.研修事業に対する助成事業

●山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成

●市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の研修事業への助成

●市長会、町村会の行う市町村職員海外研修事業への助成

●市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所の研修受講経費の助成

<参考>

●平成10年度受講修了者数 市町村職員中央研修所68名 (市26名、町村40名、他2名)

●全国市町村国際文化研修所19名 (市7名、町村12名)

●貸付金の種類及び貸付対象額

※長期貸付利率1.6%は平成10年度の実績

長期貸付利率は、資金運用部資金利率から0.5%減じた利率としています。

貸付対象	貸付条件	貸付利率	償還期間	償還方法
一般単独事業	長期貸付	年1.6%	12年以内 (うち据置期間 2年以内)	元金均等半年賦償還
	短期貸付	年1.0%	単年度	一括償還
災害復旧関係	長期貸付	年1.6%	12年以内 (うち据置期間 2年以内)	元金均等半年賦償還
	短期貸付	年1.0%	単年度	一括償還

4.市町村振興事業

●(財)山梨県国際交流協会への助成

地域における国際交流・国際協力活動等を推進するため、(財)山梨県国際交流協会の基本財産造成における市町村負担分を助成します。

●(財)地域活性化センター年会費の助成 活力あふれる個性豊かな地域社会を目指し、地域振興をサポートしている(財)地域活性化センターの市町村分の年会費を助成します。

●山梨県自治会館管理運営費の助成 山梨県自治会館管理運営費の市町村負担分の一部を助成します。

●県民の日記念行事推進事業 県民の日記念行事「64市町村ときめき広場」の設営経費及び参加市町村に助成します。

●ふるさと情報プラザリップルの利用助成 県内市町村の魅力、特性、ふるさとづくりなどの情報を首都圏において発信する「ふるさと情報プラザ」の利用料の市町村分を助成します。

●山梨県市町村議会議長会設立50周年記念行事への助成

5.本協会設立20周年記念事業

本協会設立20周年記念の一環として、やまなしまなびネットタッチパネル端末機器を、山梨県自治会館へ寄贈します。

6.資料及び情報の収集・提供

●「64市町村イベントごよみ」の発行 祭り、伝統芸能、スポーツ、文化など、四季折々の情景に包まれながら繰り広げられる魅力あふれる64市町村のイベントを月別にまとめて掲載しました。

●市町村情報誌 「やまなし・自治の風」の発行 地方分権時代を迎え、県と市町村との緊密なコミュニケーションや市町村職員の情報発信の場として、また、国・県の動向等や市町村職員の資質向上に役立つ情報提供を目的に年3回発行します。

●「市町村への国県支出金の概要」の発行

はっらつ!! 市町村職員



中丸 京子さん(若草町)

若草町の中丸京子さんは、若草町と櫛形町との「保育士さん」の町村間交流の第1号。現在、櫛形町立保育園に勤務していますが、ここでは年齢の垣根を取り払ったクラス編成、いわゆるオープン形式の方法をとっており、非常に参考になるとのことです。

「着任当初は、職場環境の違いにとまどいましたが、園長先生をはじめ、職場の皆さんの温かい応援をいただき、気がつけば3か月が経過していました。園児の年齢にとらわれない自由に活動させるという方針に良い刺激を受けながら、積極的に園児と接しています。一年間の交流派遣で得たものを若草保育園へ戻ったら活かしていきたい。」と中丸さんは話してくれました。



山梨自港風の

A F T E R N O T E S

編集後記

本の編集は大変な作業であることを実感しました。編集委員会を作り、スタッフが分担して、編集に当たりました。こうした作業は、初めての経験の者ばかりで、試行錯誤の連続。原稿の発注に始まり、督促、字数を大幅に超えた原稿のリライトとその内容についての執筆者の了解、さらに共同通信社の記者ハンドブックとにらめっこで表記の統一と校正などなど苦労の種は尽きませんでした。スタッフには大変な苦労をかけるとともに、執筆者の皆様の御協力に対しまして、この場をお借りして感謝申し上げます。何とか、創刊にこぎ着けることができました。産声を上げたばかりです。気が付いた点や御提案がありましたら、どうぞお申し出ください。皆様からの御意見、御提案をお待ちしています。

【山梨自治の風】

平成11年7月発行第1号 発行／(財)山梨県市町村新聞協会
編集／山梨県建設部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichison@pref.yamanashi.jp



サマージャンボ宝くじ

今年のサマージャンボ宝くじは、これまでにない1等・前後賞合わせて3億円と賞金を大幅に引き上げ、7月19日から8月6日まで発売をいたします。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住み良いまちづくりに使われます。